



マイナンバーの通知カードは、住民票の住所に世帯主宛ての簡易書留として、11月末までにお届けされています。

配達時の不在や転居などの理由により届かなかった通知カードは、郵便局から役場に戻され、一定期間保管の後に破棄されます。

12月になっても通知カードが届いていない方は、お早めに戸籍年金担当までお問合せください。

役場での通知カード受取りには、下記の本人確認書類が必要となります。

なお、代理人による受取りもできますので、詳しくは下記担当へお問合せください。

■1点で本人確認できるもの 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カードなど

■2点で本人確認できるもの 健康保険証、年金手帳、医療受給者証など

問合せ／戸籍年金担当（内線1222～1225）



別海町ごみの減量化大作戦! その14

師走に入ると気持ちもあわたしくなります。年末年始のごみの出し方について、ルールやマナーを守って、すっきりと良い年を迎えましょう。

年末年始のゴミ収集日を確認して、大掃除を計画的に行いましょう!

年末の大掃除で沢山のごみが出るのが予想されますが、正しく分別しているつもりでも、別海町のルールと違えば収集されません。帰省する方も多い年末年始は、出した人が気づかないまま周りの人に迷惑がかかることもありますので、注意しましょう。

平成27年12月31日(木)から
平成28年1月3日(日)は
収集をお休みします

分別をすることでさらにごみの量を減らすことができます!

- ①古着や小型家電は、回収ボックスを利用しましょう。
- ②生ごみは家庭ごみの約4割を占めているといわれています。捨てる部分を減らす、水を切るなど、生ごみを減らす工夫をしましょう。
- ③雑誌、雑がみを分別しましょう。

ごみは分別さえ行っていれば大部分が大切な資源となりますので、「べつかいのごみ出し事典」、「べつかいのごみ出しルール」で正しい分別をおさらいし、きちんと分別を行いましょう。

『ごみ出し事典』、『ごみ出しルール』は
町民課窓口で配布しています。

もえるごみとして処理されている物の多くを占める紙類を分別し、資源として再利用することで、ごみの減量につながります。

なお、防水加工された紙、感熱紙(レシート・ファックス用紙等)、カーボン紙(複写式伝票等)、写真、金紙、銀紙、紙おむつ、油等で汚れた紙などは、雑がみの対象外ですので、もえるごみに出してください。

【雑がみになるもの】

- 紙 類：包装紙、プリント類、説明書など
- 箱 類：お菓子の箱、おもちゃの箱、家電の箱、レトルト食品の箱など
- 袋 類：紙袋、紙の封筒、割り箸袋など
- その他：トイレットペーパーの芯、紙製ファイルなど

し尿のくみ取りのお知らせ

1月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。1月にくみ取りが必要な方は12月20日までにお申込みください。



ご協力をお願いします。

冬期間、積雪や屋根からの落雪でくみ取り口がふさがっていると、くみ取りできない場合があります。くみ取り口周辺の除雪をお願いします。

問合せ／町民生活担当（内線 1212・1213）

平成28年度 町立保育園入園児募集

町立保育園では、平成28年4月から入園希望者の受付をします。入園を希望される方は期間内に申込手続きを行ってください。

なお、町立別海・上西春別保育園は、平成28年度から認定こども園へ移行する予定です。

1 募集保育園・入園対象児童など

保育園名	定員	入園対象児童	提出書類	連絡先
別海保育園 (認定こども園へ移行予定)	85	保護者等が、仕事や疾病、出産の前 後やその他「保育を必要とする事 由」により、昼間家庭での保育を受 けることが出来ない児童で、 平成 28年4月2日現在で生後6ヶ月以 上から就学前の児童。 平成28年4月2日現在で満3歳以 上から就学前の児童。 ただし、4月から9月までに3歳に なる児童は、誕生月の翌月から入園 できます。	- 支給認定申請書兼入園申込書 - 保育を必要とする事由を証明する書類(児童の両親と18歳以上65歳未満の同居者全員分) - その他、必要に応じ町長が定める証明書(該当者のみ)	75-2726
上西春別保育園 (認定こども園へ移行予定)	60			77-2040
中春別へき地保育園	60		支給認定申請書兼入園申込書	76-2030
上春別へき地保育園	60			75-6328
西春別へき地保育園	60			77-2344
上風連へき地保育園	50			75-7328
本別海へき地保育園	30			75-8120
豊原へき地保育園	30			76-2126

※保育園の運営内容、入園基準等詳細は町ホームページをご覧ください。下記へお問合せください。

2 受付期間 12月4日(金)から12月25日(金)まで

受付時間 午前8時45分から午後5時30分 ※土・日・祝日を除く

3 申込書類交付場所及び提出場所 福祉課こども・子育て担当又は各保育園

問合せ／こども・子育て担当 (内線1331・1313・1314) ・各保育園

ファミリー・サポート・センター会員の募集

ファミリー・サポート・センターは、子育てのお手伝いをしてほしい方と子育てのお手伝いができる方が会員登録し、子育てをサポートする組織です。

町では、来年4月からの事業開始に向けて、次のとおり会員(利用会員、協力会員)を募集します。

■会員要件

- 利用会員** ・町内在住または町内に通勤している方
・生後3ヶ月以上の子どもを育児している方
- 協力会員** ・健康で積極的に活動できる20歳以上の方
・会員登録後に子育てに関する知識を学ぶための研修会に参加できる方
- 両方会員** ・利用会員と協力会員の双方を兼ねる方。

■申込方法

印鑑及び申請者の顔写真(縦4cm×横3cm)を持参し、こども・子育て担当または各支所までお越しください。

■募集期間

利用会員 随時受付 **協力会員** 上記研修会への参加が必要であるため平成28年1月15日(金)まで

■会員活動の内容

- 認定こども園、へき地保育園、小学校等(以下「保育園等」という。)の開始時間前又は終了時間後に子どもを預かること
- 保育園等の送迎を行うこと
- その他、利用会員の仕事と育児の両立のために必要な援助を行うこと

■利用料等

- 平日の月曜日から金曜日までの午前7時から午後7時まで 1時間800円
- 平日上記以外の時間 1時間1,000円
- 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日の午前7時から午後10時まで 1時間1,000円

問合せ／こども・子育て担当 (内線1313)

研修会について

研修会は、次のとおり予定しています。詳細については、登録後に連絡します。

■日 程 平成28年1月から2月の土・日曜日の内、5日間程度
1回5時間、託児あり

■受講料 テキスト代1,000円
※年1回開催

より良い福祉の環境づくりを目指して

町では、第6期介護保険事業計画に基づいて、介護サービスの充実を図るとともに、介護サービスを担う人材の育成に取り組んでいますが、町内の各事業所において介護職員が不足しています。

介護支援課では、介護職員の確保のため、町内介護サービス事業所に関する情報を随時提供していますので、介護に関心のある方は下記へお問合せください。

問合せ／高齢者福祉担当（内線1317）

地域包括支援センターから

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付、10:00～11:30運動教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
12月	10日(木)	8日(火)	15日(火)
1月	7日(木)	12日(火)	19日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしたい方（64歳以下でも可）。
 - ③介護認定を受けていない方。
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費
無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■申込み・問合せ／TEL79-5500（直通） 別海町役場 1階福祉部内

農政課から

別海町農業・農村振興計画に 関するアンケート調査の実施

町では、将来にわたって継続的で多様な農業経営と魅力ある農村環境の確立に向け、平成18年に「別海町農業・農村振興計画」を策定しました。

平成23年の中間見直しから5年目が経過し、本町農業の現状、国や北海道の情勢変化等を踏まえて、このたび、新たな「別海町農業・農村振興計画」を策定することとしました。

つきましては、町民の皆さんに町の現状や将来について一緒に考えていただき、皆さんが思い描く将来像や町への要望を考慮しながら計画の策定を進めるため、上記のとおりアンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

調査票については、下記アドレスからダウンロードすることができます。

(URL: <http://betsukai.jp/blog/0001/index.php?ID=2132>)

問合せ／農業政策担当（内線1411）

- 調査期間 12月1日(火)から12月25日(金)
- 提出方法 FAX、Eメール、郵送、又は下記提出先へ持参
- 提出先 別海町役場 産業振興部農政課、各支所、各連絡事務所
〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
FAX75-2497 Eメール nousei@betsukai.jp

上下水道課から

排水設備 工事責任技術者資格 登録更新のお知らせ

排水設備工事責任技術者資格の有効期限は5年間で、資格登録者は5年ごとに資格登録更新の手続きをする必要があります。

更新対象者には、資格登録更新実施案内及び申込書等を後日郵送しますので、定められた期間内に手続きを行ってください。

- 更新対象者 平成23年度に北海道排水設備工事責任技術者試験に合格した方、又は資格登録更新手続きを行った方で、資格登録期間が平成28年3月31日で満了する資格登録者
- 受付期間 平成28年1月8日(金)から15日(金)まで 午前9時から正午まで、午後1時から午後3時30分まで
- 更新方法 手続き終了後、更新用テキストを配布します。
- 手数料 6,000円 更新手数料（テキスト代込）及び資格認定証交付等手数料として
- 申込場所 役場庁舎2階 建設水道部 上下水道課 管理担当 問合せ／管理担当（内線4514）